

暮らしの*i*Information

情報の掲載を希望される場合はご相談ください
※掲載希望月の前月10日までに総合政策課広報広聴係へ要連絡

納税だより

【償却資産の申告を忘れずに】

今年1月1日現在、町内で事業を営み、事業用償却資産(事務機器、店舗用備品、各種機械、工具など)を所有している方には固定資産税がかかりますので、必ず申告してください。なお、令和3年度償却資産申告案内は12月下旬に発送しています。該当資産がない場合でも申告書に記入の上、2月1日(月)までに提出してください。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者などに対して、令和3年度に限り固定資産税の減免を行いますので、該当の方は2月1日(月)までに申請してください。申告用紙が届いていない方やご不明な点がある方は、お手数ですがご連絡ください。

■国税務課資産税係 ☎ 56 - 8004

【給与支払報告書の提出期限は2月1日】

令和2年中に給与・賃金(専従者給与を含む)を支払った事業所・個人事業主は、受給者について年末調整をしているか否かに関わらず、給与支払報告書(総括表・個人明細書)を、2月1日(月)までに提出しなければなりません。○給与支払報告書は、受給者が今年1月1日現在(退職者は退職時に)居住する市区町村あてに提出してください

○個人番号(マイナンバー)の記載をお願いします
○退職者分には退職日を忘れずにご記入ください
○個人事業主の方が提出する際は、事業主本人の身元確認と個人番号確認が必要です(法人の場合は不要)
○提出の際は、住民税の特別徴収(給与から天引き)者と普通徴収者を仕分け用紙で分けてください(様式はHP)
○令和2年中に給与の支払いを受けた方が、退職、他の会社で特別徴収をしているなど、その事業所で特別徴収ができない場合のみ普通徴収として届け出ることとなり、原則、役員・パート従業員なども特別徴収となります

■国税務課住民税係 ☎ 56 - 8003

募集

会計年度任用職員募集

事務補助職員 1名

■応募資格／ワード、エクセルによる資料作成を単独で行える方
■任用期間／2月1日～3月31日
■業務内容／住民事務補助および窓口業務(住民票・戸籍など)
■勤務時間／平日10時15分～17時30分
■勤務場所／住民環境課住民係
■賃金・待遇／月額11万～16万円程度、期末手当・社会保険・雇用保険・通勤手当有
■申込方法／1月20日(木)までに履歴書とハローワークからの紹介状を提出
■住民環境課住民係 ☎ 56 - 8007

保育補助 若干名

■応募資格／60歳未満の町内在住者
■任用期間／任用日～3月31日
■業務内容／保育士の補助
■勤務時間／8時～18時のうち6時間以内(シフト制)、週休二日制、ただし月2～3回は土曜勤務有
■勤務場所／くつちゃん保育所ぬくぬく
■賃金・待遇／時給897円
1019円、期末手当・社会保険・雇用保険・通勤手当有
■申込方法／履歴書(写真貼付)を提出
■くつちゃん保育所ぬくぬく ☎ 55 - 8080

児童支援員 若干名

■応募資格／児童福祉に関心のある方、保育士または教員免許有資格者・児童関連業務の従事経験者尚可

可

■任用期間／任用日～3月31日
■業務内容／遊びを通じた生活指導
■勤務時間／平日は10時～18時または13時～16時、土曜・夏休みなどの長期休暇期間は8時～18時の間でシフト制
■勤務場所／放課後児童クラブおよび北児童館
■賃金・待遇／月額11万～15万円程度、期末手当・社会保険・雇用保険・通勤手当有
■申込方法／履歴書と免許証の写し、ハローワークの紹介状を提出
■福祉医療課児童福祉係 ☎ 23 - 0500

児童支援員補助 若干名

■応募資格／児童福祉に関心のある方、子育て経験または児童関連業務の従事経験者尚可

小中学校学習支援員 若干名

■応募資格／小中高いずれかの教員免許

■任用期間／任用日～3月31日
■業務内容／学習支援(学校授業補助、学校行事補助、指導補助)
■勤務時間／8時～15時30分のうち5時間程度、週休二日制(土日祝)
※学校行事で土・日曜勤務の場合には振替休日有。長期休暇中の勤務は無く、その間の賃金支給も無し

■勤務場所／町内の小中学校
■賃金・待遇／時給951円
1019円、社会保険・雇用保険・期末手当・通勤手当有
■申込方法／履歴書(写真貼付)と教員免許状の写しを提出
■教育委員会学校教育課学校教育係 ☎ 56 - 8018

自衛官募集

自衛官候補生(第7回)

■受験資格／18歳以上33歳未満の者
■受付期間／1月21日(木)～2月12日(金)
■試験日／男子は2月19日(金)～20日(土)、女子は2月20日(土)
■俱知安地域事務所 ☎ 23 - 3540
古谷和之 ☎ 23 - 3165
清水礼子 ☎ 22 - 0075
佐名木幸子 ☎ 22 - 4302

周知

雪トピアフェスティバル規模縮小のお知らせ

例年、2月中旬に開催している雪トピアフェスティバルですが、今年度については、新型コロナウイルス感染症対策として、規模を縮小し、

雪ダルマコンテスト、シーニックナイトのみ開催することとなりました。なお、雪ダルマコンテストは、例年と違う形式での開催を予定しており、詳細については、広報2月号でお知らせします。
■雪トピアフェスティバル実行委員会事務局(俱知安町観光課) ☎ 23 - 3388

競争入札参加資格審査申請

■新型コロナウイルス感染拡大防止のため郵送提出にご協力ください

2021～2022年度に町が発注する工事、業務委託、物品購入、その他契約に係る入札参加希望者の資格申請を受け付けます。

※詳細は公示内容・町HPを参照
https://www.town.kutchan.hokkaido.jp/work-industry/jigyounukeiyouthou/2388/

■受付期間／2月1日(月)～26日(金)
■提出先／建設課管理係
■建設課管理係 ☎ 56 - 8011
なお、羊蹄山麓環境衛生組合(衛生センター)への申請は同組合に直接提出または郵送でお願いします。
※詳細は同組合HPを参照
https://youtei-eisei.or.jp/

■羊蹄山麓環境衛生組合 ☎ 22 - 0211

国保税や介護保険料などの減額・免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により相当程度収入が減少したなど、一定の要件を満たす世帯は、国民健康保険税(国保税)や後期高齢

者医療保険料(後期保険料)、65歳以上の介護保険料で減額や免除を受けられる場合があります。

いずれも2019年に比べて2020年の収入が3割以上減少したことが条件です。詳しくは各担当までお問合せください。

■国保税・後期保険料について
福祉医療課保健医療室国保医療係(③番窓口) ☎ 56 - 8006
介護保険料について
同課高齢者介護保険係(保健福祉会館内) ☎ 23 - 0500

新型コロナウイルスに係る傷病手当金の支給について

新型コロナウイルス感染症の感染や感染疑いにより仕事を休み、給与などが支払われない方や減額された方は、傷病手当金を受け取ることができます。

■対象者／国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者で、給与の支払いを受けている方
■支給条件／新型コロナウイルスの感染や感染疑いで4日以上仕事を休み、給与に影響を受けた場合
■申請期間／3月31日(木)まで
※郵送提出にご協力ください
■福祉医療課保健医療室国保医療係 ☎ 56 - 8006

調理師業務従事者届

調理師法で調理業務に従事している調理師は、2年ごとに12月31日現在の調理従事場所などの届け出が必要となり、今年はその届け出をする年になります。

■届け出が必要な場合／

寄宿舎、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、その他大人数に飲食物を調理して供与している施設で調理業務に従事する場合または飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業の場合

■届出先／北海道全調理師会小樽支部 ☎ 0134 - 548287
■届出期限／1月15日(金)

届出用紙は同支部または後志総合振興局保健環境部保健行政室にあります。また、次のURLもしくはQRコードからインターネットによる届け出も可能です。

https://www.harp.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=uSEbFakt

■北海道全調理師会

☎ 011 - 511 - 1326
北海道保健福祉部健康安全局地域保健課 ☎ 011 - 231 - 4111
後志総合振興局保健環境部保健行政室 ☎ 23 - 1952

信書便制度

手紙やはがきなどの信書は、原則、日本郵便株式会社および信書便事業者だけが取り扱うことができること定められており、宅配便やメール便では信書の送付はできません。

詳細は総務省HPをご覧ください。
https://www.soumu.go.jp/yusei/shinsyo_top.html

■総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課 ☎ 03 - 5253 - 5975

成人記念式典「はたちのつどい」
延期のお知らせ

1月10日(日)に開催予定の令和3年
俱知安町成人記念式典「はたちのつ
どい」は、新型コロナウイルス感染
症が全道・全国的に拡大しているた
め、次のとおり延期します。

■延期時期(予定)／5月の大型連
休期間中

■延期対象者／平成12年4月2日
平成13年4月1日生まれの方

※なお、開催前の適切な時期に、あ
らためて開催日時や内容、開催方
法を判断しますので、ご理解くだ
さい

■問合せ教育課 ☎ 22-4151

総合体育館メインアリーナ照明
工事に伴う開放中止のお知らせ

総合体育館メインアリーナの照明
工事に伴い、一部スペースについて
次のとおり開放を中止しますので、
ご理解とご協力をお願いします。

■期間／1月6日(水)～3月31日(木)

※利用が可能になった場合には、
期間終了を待たずに開放を再開
します

■開放中止場所／メインアリーナ、
ランニングスペース、第3研修室
■問合せ体育館 ☎ 22-2288

年金の加入について

年金は、誰もが加入する制度で、
日本国内に住んでいる20歳以上60歳
未満の方で、厚生年金(第2号)に
加入していない方は、すべて国民年
金の第1号または第3号被保険者と

なります。

■第1号被保険者／自営業者や農林
漁業者、学生などが対象。役場住
民係などで手続きし、国民年金保
険料は自分で納付

■第2号被保険者／会社員や公務員
などが対象。勤務先で手続きし、
保険料は給料などから差引

■第3号被保険者／第2号被保険者
に扶養されている配偶者が対象。
配偶者の勤務先で手続きし、保
険料は配偶者が加入している厚生年
金を負担

なお、第1号被保険者には、産前
産後期間の国民年金保険料免除の制
度や、収入の減少・失業により保
険料を納めることが困難な場合の免除
申請の制度などがあります。未納の
場合には、「障害基礎年金」や「遺
族基礎年金」などを受け取ることが
できないことがありますので、お気
軽にご相談ください。

■問合せ小樽年金事務所国民年金課
☎ 0134-234236
住民環境課住民係 ☎ 56-8007

電源立地地域対策交付金事業

電源立地地域対策交付金は、発電
用施設の立地の促進・運転の円滑化
を図るため、発電用施設の立地地域・
周辺地域で行われる公共用施設の整
備や住民福祉の向上に資する事業に
対し交付されるものです。

今年度は、俱知安町で440万円
の交付金を公立保育所運営事業とし
て、地域における福祉サービスの充
実を図るため、くっちゃん保育所ぬ
くぬく運営に活用しています。

まちの事件簿―地域安全ニュース

11月の主な事件

▽器物損壊事件の発生
町内の共同住宅駐車場に駐車して
いた車のタイヤがパンクさせられる
事件がありました。

11月の主な交通事故

▽5日、道道蘭越ニセコ俱知安線
で、鹿と車両の衝突事故が発生しま
した。
▽9日、国道276号で、車両同士
の衝突事故が発生しました。
▽10日、国道276号で、車両同士
の衝突事故が発生しました。
▽12日、国道276号で、車両同士
の追突事故が発生しました。

11月末までの 町内交通事故発生状況		
	令和2年	令和元年
人身	21件	31件
物損	445件	648件
死者	0名	1名

ごめいふくをお祈りします

消費者コーナー

俱知安消費者協会

消費者庁ニュースより

冬季に多い高齢者の入浴中の事故

- 入浴前に脱衣所や浴室を暖める
- 湯温は41度以下、湯につかる時間は10分間が目安
- 浴槽から急に立ち上がらない
- 食後や飲酒後、薬の服用直後は避ける
- 入浴前には同居者に一声掛ける

事故防止のため上記について確認しま
しょう。

鏡やガラス玉で起こる収れん火災に注意

鏡やガラス玉、水の入ったペットボ
トルなどは、太陽光が一点に集まり熱が蓄
積され、発火に至る収れん火災を引き起
こす場合があります。今一度、窓際など
の光が差し込む場所を確認しましょう。

■消費生活相談室(公民館1階団体室)

■月・水・金曜日10時～15時 ☎ 23-1522

北方領土の日特別啓発期間

絶やさない 返還つなぐ 強い声

わが国固有の領土である択捉島
国後島、色丹島、歯舞群島からなる
北方四島の早期返還実現は、道民は
もとより国民の長年にわたる悲願で
す。道、市町村および関係団体は、
一日も早い北方領土問題解決のた
め、国の外交交渉を後押しする立場
から、2月7日の「北方領土の日」
を中心に、「北方領土の日特別啓発
期間」を定め、一層強力に啓発活動
を展開します。

■期間／1月21日(水)～2月20日(土)
■問合せ北方領土復帰期成同盟後志地方支
部 ☎ 22-0216

野犬掃討

人や他の動物への危害防止のた
め、野犬掃討(放たれている犬も対
象)を実施します。

絵本館カレンダー中止

毎年、絵本館で開催していたカレ
ンダー市は、新型コロナウイルス感
染拡大防止のため中止しますので、
ご理解ください。

■問合せ絵本館 ☎ 22-0055

年末年始の休業

あけましておめでとうございます。今年はコロナ禍で外出を
控えられた方も多いのではないかとと思いますが、皆さんはどの
ような年末年始を過ごされたでしょうか。

ところで、年末年始、特に大みそかと三が日は多くの会社が
休業になりますが、これは法律で決まっていることではない、
ということを知っていましたか？

年末年始のうち「国民の祝日に関する法律」によるものは元
日だけで、その他の日は国民の祝日ではありません。また、公
立の小・中学校や高校の休業日は「学校教育法施行令」によっ
て国民の祝日、日曜日および土曜日、教育委員会が定める日と
されており、町教育委員会では冬季休業日を「12月20日から
1月20日までの間において引き続き25日以内」と定めていま
すが、年末年始や三が日を休みとするとは規定されていません。

一般の民間企業については、法律(労働基準法)で定められ
ている休日は週に1日だけで、年末年始については一切規定さ
れていません。もっとも、休日については就業規則や雇用契約
で休日が定めることとされており、多くの会社ではその中で年
末年始を休日と定めています。

なお、「行政機関の休日に関する法律」では12月29日から
1月3日までが官公庁の休日とされ、「銀行法施行令」では12
月31日から1月3日までを銀行の休日とされています。官公
庁や銀行は業務に公共性があるため、法律で決められた日以外
に勝手に休業にはできないのです。



岩内ひまわり
基金法律事務所
弁護士 金丸 哲大
☎ 0135-61-4777
FAX 0135-61-4888

人の動き 令和2年11月末現在		
人口	15,146人(前月比 -119)	
男子	7,746人(前月比 -56)	
女子	7,400人(前月比 -63)	
世帯数	8,190世帯(前月比 -124)	
うち外国籍住民	878人(前月比 -113)	

おたんじょう
おめでとう